

## 第12回名取市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年4月28日(木)  
開会 午後2時  
閉会 午後2時50分
2. 場所 名取市役所 議会棟第1・第2・第3委員会室
3. 提出議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について  
議案第2号 非農地証明願出について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について  
(2) 農地賃貸借権解約について  
(3) 農地使用貸借権解約について  
(4) 農地の現状変更届出について  
(5) 農地法第51条第1項第1号に該当する違反転用事案について
5. 出席委員(25人)  
会長 15番 大友 正一  
農業委員 1番 相澤 喜美      3番 洞口 ゆかり      5番 入間川 昭一  
            6番 佐伯 美和      7番 入間川 康弘      8番 渡邊 正明  
            9番 大内 繁徳      10番 布田 順一      11番 松浦 岩男  
           12番 昆布谷 功治 13番 松浦 朋子      14番 引地 長一  
欠席委員 2番 菊地 賢一郎      4番 武田 由美子  
推進委員 1番 大内 伸一      2番 山路 康則      5番 齋 重昭  
            6番 遠藤 勝典      7番 橋浦 福男      8番 三浦 裕一  
            9番 櫻井 勉      10番 武藤 光雄      11番 西山 剛  
           12番 松浦 崇      13番 松浦 正博      14番 相澤 早苗  
欠席推進委員 3番 長田 幸夫      4番 菅野 弘一      15番 川村 勇
6. 事務局出席職員  
事務局長 松野 晴美      局長補佐 成田 利顕      主幹 黒澤 千穂
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

## 第12回名取市農業委員会総会議事録

### 【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第12回総会を開催いたします。  
本日の総会は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員12名、計25名出席です。  
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

### 【修 礼】

### 【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

### 【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

### ◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

10番 布田 順一 委員                      11番 松浦 岩男 委員

### ◎議事の概要

#### 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、渡邊正明代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（渡邊正明委員）

第3班代表委員の渡邊正明です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年4月28日提出。

番号1、大字・字・地番は高館熊野堂字八ツ口85番、地目は登記・現況共に田、登記面積は790㎡、高館熊野堂字八ツ口87番、地目は登記・現況共に田、登記面

積は、1,074㎡、計1,864㎡、権利種別は売買、譲渡人、譲受人は総会資料のとおりです。経営面積は382a、世帯員7人、労力人4人です。備考として、売買、10aあたり30万円、総額559,200円です。

位置図、公図については議案書の2ページ、農地法第3条の判断基準は担任委員会資料の1ページをご覧ください。申請地は、名取川堤防から南側へ約500mのところで、名取市と仙台市の市境の田です。譲渡人とは20年前から耕作を受託しており、担い手もないことから売り渡すことにしたようです。また、譲渡人と譲受人の田は隣接しており、作業効率が高まると思われます。

議案第1号1番については、4月26日の担任委員会で現地調査を行いました。譲受人から実情聴取したところ、農地法第3条の判断基準を満たしていると判断しましたので、農地の所有権移転については、問題ないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の櫻井勉委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（櫻井勉推進委員）

議案第1号につきまして、4月26日の担任委員会の現地調査に同行いたしました。1番は現地説明のとおり売買です。農地法第3条の判断基準に照らして問題ないと思われます。また、譲受人は20年にわたり譲渡人の田を耕作しており、本件手続きについて適当であると考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等をいただきました。この案件について、ご質問はございませんか。

○ 「[なし]」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

### 《議案第2号 非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「非農地証明願出について」を議題といたします。

それでは、渡邊正明代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（渡邊正明委員）

議案第2号「非農地証明願出について」、下記願出人より非農地証明願の提出があつ

たので意見を求める。令和4年4月28日提出。

番号1、大字・字・地番は、下増田字広浦35番101、地目は登記畑、現況雑種地、地目面積は702㎡、下増田字広浦35番106、地目は登記畑、現況雑種地、登記面積は737㎡、計1,439㎡。願出人は総会資料のとおりです。備考として、現地は東日本大震災における被災地域であり、下増田地区防災集団移転促進事業移転元地として名取市が買収した。現在は雑種地として管理されており、農地として使用することが困難なため、当該証明書の交付願がありました。

申請地は、イオンモール名取前の道路を東に進んで、貞山堀手前に位置します。現地を確認したところ、申請地は荒れ放題となっており、周囲の農家に迷惑がかからないよう、きちんと管理するよう、実情調査に出席した名取市の担当者へ申し入れました。今後も農地パトロールで注視していくことが必要かと思えます。なお、非農地証明の受領後は、事業者へ貸付する予定のようです。

議案第2号1番については、4月26日の担任委員会で現地調査を行い、願出人から実情聴取したところ、「農地転用許可基準及び審査内容」にお示しの通り、農地法における転用については問題ないと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の櫻井勉委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（櫻井勉推進委員）

議案第2号1番につきましては、4月26日に担任委員会の現地調査に同行いたしました。現地を確認したところ、農地として利用することが困難な状況であることから、非農地証明を交付することは問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 14番（引地長一職務代理）

この案件は、市が草木等を処分し、更地にしてから貸付するということでしょうか。

○ 事務局（成田局長補佐）

ただ今の質問につきましては、実情調査に出席した名取市の担当者に確認したところ、今回の賃貸借では現状のまま引き渡し、借受人が現地の草刈り等を行うことで調整がついているとのことでした。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のと

おり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり証明書を交付することに決定いたします。

### 《議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

それでは、議案書の5ページをご覧ください。議案第3号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和4年4月11日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和4年4月28日提出。

農用地利用集積計画の概要。

#### 1 新規・更新の別

新規11件54,030㎡、更新2件18,311㎡、合計13件72,341㎡。

#### 2 利用権を設定する土地

田70筆70,153㎡、畑3筆2,188㎡、合計73筆72,341㎡。

#### 3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定11件、所有権移転2件。

② 賃借権の存続期間。3年3件、5年6件、10年2件。

③ 借賃（10a当り）。30kg7件、45kg3件、60kg1件。

④ 所有権移転の売買総額。200,000円1件、2,000,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

#### 4 公告予定年月日。令和4年4月28日予定。

#### 5 詳細につきましては、議案書6ページから10ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局からご説明がありました。これについて、ご質問はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）農地使用貸借権解約について》

《報告事項（4）農地の現状変更届出について》

《報告事項（5）農地法第51条第1項第1号に該当する違反転用事案について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について」、報告事項（2）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（3）「農地使用貸借権解約について」、報告事項（4）「農地の現状変更届出について」（5）「農地法第51条第1項第1号に該当する違反転用事案について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

別紙議案書により報告事項（1）から（3）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。

○ 事務局（成田局長補佐）

別紙議案書により報告事項（4）から（5）について説明を行い、（4）については届出を受理したこと、（5）については宮城県知事へ報告書を提出した旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 9番（大内繁徳委員）

報告事項（5）の違反転用の件について、県が対応するということは、名取市農業委員会は関与しなくてもよいということでしょうか、それとも県の指示により市農業委員会が対応を決めるとのことでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

事務局お願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

違反転用行為による指導は、県の権限になります。農業委員会としては違反転用を確認し次第、県へ報告いたします。今回の案件は4月22日（金）に県の職員と一緒に現地確認を行いました。名取市農業委員会が4月1日（金）に事前確認を行った時点より違反転用行為はより一層進んでいることを確認しました。違反転用への是正報告は県の業務ではあるものの、名取市農業委員会としましても、現地を見守り、随時状況を県に報告していきます。

- 議長（大友正一会長）  
他にございませんか。
- [「なし」の声あり]
- 議長（大友正一会長）  
「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（5）までについて承認といたします。

#### 《その他》

- 議長（大友正一会長）  
次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。
- 事務局（松野事務局長）  
〔5月の農業委員会行事日程説明を行った。〕  
〔5月からの名取市役所におけるクールビズの取組みについて事務連絡を行った。〕
- 事務局（成田局長補佐）  
〔所有者があっせんを希望する農地への対応について説明を行った。〕  
〔「令和4年度農地等の利用の最適化に関する意見」に対する意見について」説明を行った。〕
- 事務局（黒澤主幹）  
〔令和4年度活動記録簿の変更について説明を行った。〕
- 議長（大友正一会長）  
それでは、第12回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

#### 【閉 会】

午後2時50分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

#### 【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和4年4月28日

名取市農業委員会  
議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 10番 \_\_\_\_\_

署名委員 11番 \_\_\_\_\_